

## 事後調査報告書（工事の施行中その1）を提出しました 〔放射第35号線（練馬区早宮～北町間）建設事業〕

東京都環境影響評価条例に基づき、放射第35号線（練馬区早宮～北町間）建設事業に係る事後調査報告書（工事の施行中その1）を東京都環境局に提出し、受理されました。

1 環境影響評価（環境アセスメント）対象区間、延長  
練馬区早宮二丁目から同区北町五丁目まで（延長 約 1.4km）

### 2 調査結果概要

事後調査計画書（平成 19 年 8 月）に基づき、以下の各項目について調査しました。

調査期間：平成 19 年 9 月（搬入路工事の着手）から平成 28 年 8 月まで

対象工事：放射第 35 号線と環八通りとの立体交差部の工事及び一般部（終点側）の工事

調査項目：騒音、振動、廃棄物

#### (1) 騒音

建設機械の稼働に伴う工種ごとの騒音レベル（ $L_{A5}$ ）の最大値は、63～74dB であり、全地点において事前の予測結果（72～76dB）と同程度または下回り、勧告基準※（80dB 以下）を下回りました。

※「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく、指定建設作業に適用する勧告基準

#### (2) 振動

建設機械の稼働に伴う振動レベル（ $L_{10}$ ）の最大値は、56dB であり、事前の予測結果（49dB）を上回りました。なお、勧告基準※（70dB 以下）は下回りました。

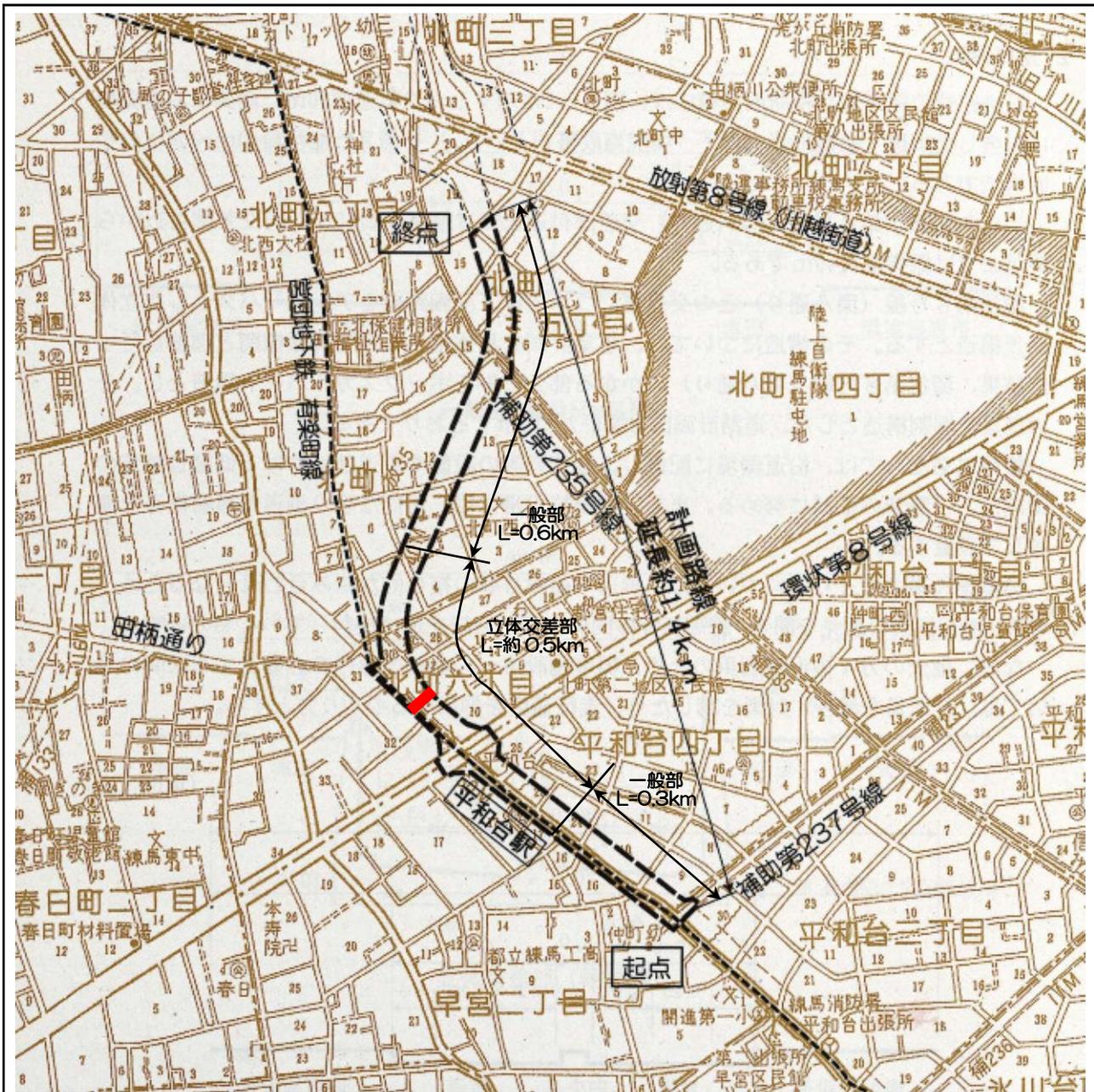
事後調査結果が予測結果を上回った理由は、トンネル部の土留壁施工時に、地下鉄に対しての近接施工に伴い、予測時に想定したオーガ併用圧入工法から土留壁の変位を防止するSMW工法に変更し、使用建設機械がオーガ併用圧入機から杭打機等に変更となったことが考えられます。

※「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく、指定建設作業に適用する勧告基準

#### (3) 廃棄物

掘削工事等から発生する建設廃棄物及び建設発生土の排出量について調査しました。

種類	今回調査結果	再資源化率 または再利用率
コンクリート塊	1,198m <sup>3</sup>	100%
アスファルト塊	1,210m <sup>3</sup>	100%
建設汚泥	15,577m <sup>3</sup>	100%
建設発生土	53,152m <sup>3</sup>	100%



- 事業区間
- ..... 地下鉄
- 騒音振動調査断面

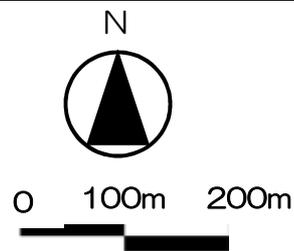


図 事業区間及び調査地域